

輸入割当証明書の再交付手続について

輸入注意事項12第19号(12.3.31)

改正①輸入注意事項12第81号(12.12.26) ②輸入注意事項16第7号(16.7.1)
③輸入注意事項24第5号(24.4.2)

輸入割当てを受けた後、当該輸入割当証明書を紛失した場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第38号(輸入割当証明書の再交付手続について)は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 提出書類

- (1) 旧輸入割当証明書の記載内容と同一の輸入割当申請書 1通
ただし、輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合は、提出を要しない。
- (2) 記名押印又は署名し、再発行を希望する理由を記載した再発行依頼書(様式自由) 1通
- (3) 輸入割当証明書無効公告願 3通
- (4) 誓約書(紛失した輸入割当証明書に係る一切の責任を負う旨の誓約書) 1通
- (5) 契約書(国内及び海外との契約書) 正本及び写し 各1通
- (6) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

2 提出先 ①②

当該輸入割当てを行った次の部局とする。

- (1) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- (3) 北海道経済産業局産業部国際課
- (4) 東北経済産業局産業部国際課
- (5) 関東経済産業局産業部国際課
- (6) 関東経済産業局東京通商事務所総務課
- (7) 関東経済産業局横浜通商事務所業務課
- (8) 中部経済産業局地域経済部国際課
- (9) 近畿経済産業局通商部通商課
- (10) 近畿経済産業局神戸通商事務所総務課
- (11) 中国経済産業局産業部国際課
- (12) 四国経済産業局産業部産業振興課国際室
- (13) 九州経済産業局国際部国際課
- (14) 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

3 提出方法

- (1) 規則別表第1で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合
上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便で送付すること。
- (2) 規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合
上記2に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくはファクシミリで送付すること。

4 輸入割当証明書の再交付 ①

申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局は、再交付の申請が正当な理由によるものか又は二重に貨物を輸入するおそれはないか等を審査の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入割当証明書を無効とすること及び輸入割当証明書を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入割当証明書を再交付する。

また、再交付を受けた輸入割当証明書は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。